

環廃対発第071119001号
平成19年11月19日

各都道府県・各政令市
一般廃棄物担当部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

一般廃棄物の溶融固化物の取扱いについて（通知）

一般廃棄物の溶融固化物の取扱いについては、平成10年3月26日付け環水企第111号・衛環第23号環境庁水質保全局企画課長・厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知（以下「平成10年取扱通知」という。）により市町村に対する周知方依頼してきたところであるが、今般、一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について、平成19年9月28日付け環廃対発第070928001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知が発出されたことから、一般廃棄物の溶融固化物であって同通知の溶融固化物に係る目標基準に適合するもの（以下「目標基準適合溶融固化物」という。）の埋立処分に関しては、下記により取り扱うこととするので、貴管下市町村に周知されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

おって、平成10年取扱通知は廃止する。

記

目標基準適合溶融固化物については、路盤材等に有効に利用することが望まれるが、有効な用途が確保されず、埋立処分を行う場合にあっては、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府令・厚生省令第1号）第1条第1項第5号の「公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた一般廃棄物」に該当すること。